

「W安全帯の着用と安全靴の着用義務」

- 【1】 鳶職は現場の要となる重要な職種であり、安全な足場、良い通路が他職の安全作業やスムーズな作業に直接関係してきます。一人一人の危険に対する自覚及び予知能力の向上と他職の安全への気配りある作業を心がける様にして下さい。
- 【2】 保安帽（ヘルメット）の着用はもちろん、アゴ紐をしつかり締め服装は作業に適したものとして下さい、尚Tシャツやダボシャツでの作業は禁止とします。
- 【3】 2 m以上の作業は高所作業となります。安全帯を必ず使用してください。また、高所作業車搭乗時も作業手摺に安全帯を掛けて下さい。安全靴もくるぶし以上あるもの、鉄板入りのものを着用して下さい。
- 【4】 レッカー作業は有資格者以外の玉掛けは禁止とし吊り上げる前にもう一度玉掛け確認をして下さい。レッカーオペレーターにはっきり判る合図をしっかりと行って下さい。
- 【5】 鳶職に関わる最低作業免許(玉掛け、足場主任、鉄骨組立、高所作業車)は入社後迅速に取得して下さい。また資格証は求められたらいつでも掲示できるように携帯しておいて下さい。
- 【6】 朝、健康状態の悪い人の作業を禁止とし、無理せずに職長に必ず報告して下さい。また、現場職長も周りの作業員の健康状態をよく監視するように。年に1回の会社の健康診断(4月)を受けることも義務とします。
- 【7】 休憩所での賭博行為は禁止です。また休憩所は常に整理、整頓し清潔、清掃を一人一人心がけてください。
- 【8】 現場内でのくわえタバコは厳禁、喫煙設備のある場所で喫煙して下さい。また喫煙後は消火の確認をして下さい。
- 【9】 朝のラジオ体操をしっかりと行って、K Y Kもきちんとして行ってください。また朝礼時に安全通路や立ち入り禁止区域などの確認、作業の流れなどを把握しておいて下さい。
- 【10】 お客様への挨拶はもちろんニーズにも答え、気配も忘れずに行えるようにして下さい。

